

食の都ポータルサイトシステム構築業務委託公募型企画提案募集要領

1 趣旨

静岡県は、コロナ禍において「非接触・遠隔型」の取組が拡大する中、SNS や HP 等を通じて県産農林水産物や加工品の周知を図っている。

このたび、アフターコロナを見据え、多彩で高品質な県産農林水産物を一体的に PR するため、既存の HP を集約する「(仮称) 食の都ポータルサイト」を構築し、利用者の利便性を高めて” 食の都しずおか” を PR するとともに、利用者ニーズや行動傾向等のデータを収集、分析し、県産品の販路開拓を図る。

2 公告 令和3年9月8日(水)に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

(1) 業務委託者：静岡県知事 川勝平太

(2) 執行部署：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-2678 FAX 054-221-2698

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

(1) 業務の名称

食の都ポータルサイトシステム構築業務

(2) 業務の内容

別添「食の都ポータルサイトシステム構築業務委託公募型企画提案仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は予算の範囲内で変更することができるものとする。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

(4) 委託限度額

総額 9,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む)

(5) 委託費の支払方法

受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 日本国内に本社を有していること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされていない者であること。

- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 全ての都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者であること。
- (8) 企画提案書の提出期限の日から契約のときまでの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (9) 企画提案書の提出期限の日から契約のときまでの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成 18 年集用第 103 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
ホームページによる公告	令和 3 年 9 月 8 日（水）
参加表明書提出期限	令和 3 年 9 月 15 日（水）正午まで
質問書の提出期限	令和 3 年 9 月 16 日（木）正午まで
質問に対する回答	令和 3 年 9 月 17 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 3 年 9 月 22 日（水）17 時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 3 年 9 月 28 日（火）（※オンライン）
審査結果の通知	令和 3 年 9 月 29 日（水）
契約	令和 3 年 10 月上旬

※なお、応募者の状況により変更する場合があります。

(2) 参加表明書の提出

本業務の参加にあたり、様式1の参加表明書を期日までに提出すること。

ア 提出期限

令和3年9月15日(水)正午まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館7階

Mail: marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

郵送又は電子メール

(3) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式(様式2)により期日までに提出すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・ 電話や来訪による口頭での質問
- ・ 提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和3年9月16日(木)正午まで

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館7階

Mail: marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

郵送又は電子メール

エ 回答

質問提出期限終了後に一括して静岡県経済産業部マーケティング課ホームページ「食の都ポータルサイトシステム構築業務委託公募型企画提案募集について」上において、令和3年9月17日(金)に公開する。

(4) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を期日までに提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ		様式 6	1
②	企画提案書	<p>以下のアからカの事項について、できる限り具体的な提案内容を記載すること。</p> <p>ア 業務の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 (実施責任者、担当者の役職、氏名) ・実施責任者、担当者の業務内容と経験年数 ・情報の管理体制 <p>イ 提案書の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容のポイント <p>ウ 食の都ポータルサイトの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様の説明 (本ポータルサイトを活用する県民等が有用と思われる機能やデザイン等について具体的に提案すること) ・ポータルサイトのデザインイメージ ・コンテンツの整理 <p>エ 食の都ポータルサイトに係る各種資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用マニュアル」掲載内容 ・「ポータルサイト紹介用チラシ」イメージ <p>オ 次年度以降のサイト維持管理方法・費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要となる費用について ※金額を明記 (サーバ費用、ドメイン費用等) ・上記の他、ポータルサイトを運営する上で見込んでおくことが望ましいと考える費用について (今年度作成したポータルサイトを次年度以降も形を変えることなく継続使用した場合に、想定される作業及び費用等) <p>カ 業務実施スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月上旬の契約締結を前提に、令和4年3月末までのスケジュール 	任意	8
③	参加資格 確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要等(定款及び組織、沿革、事業等会社の概要) ・直近1年間の納税証明書(本社所在地の法人都道府県税) 	任意	1
④	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 ・次年度以降の保守、運用費用について詳細が分かるよう明示すること。 	任意	1
⑤	過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間に、地方自治体の食品を紹介するウェブサイト等の制作業務の受注実績がある場合は、それを証する資料。 <p>[例] 受注した時期、受注先、内容等がわかるもの</p>	任意	8

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

※ 上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

ア 提出期限

令和3年9月22日（水）17時まで（必着）

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館7階
Mail : marke@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

直接持参、電子メール又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

(6) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 実施要領に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

オ その他

- ・ 提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ・ 提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 日時・場所

日時：令和3年9月28日（火）13時30分から（仮）

※個別のプレゼン時間については提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、リモート（ZOOM）にて行う。

イ 企画提案の所要時間

各提案者 30 分以内（説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。

ウ 注意事項

- ・ 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

エ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。また審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

評価項目	評価基準
企画力	本業務の趣旨を踏まえた的確な企画、提案となっているか。
	仕様書の要件を確実に満たしているか。
	実現可能な企画となっているか。
有用性／ デザイン性	利用者にとって魅力的かつ使い勝手の良いものとなっているか。
	独創性の高い手法や取組になっているか。
	トップページ等のデザインは、静岡県をイメージできるものとなっているか。 （利用者に県産品の魅力が伝わる画像を使用する等、「食の都しずおか」に繋がるデザインとなっているか）
	「食の都ポータルサイト」公開時を中心に、ポータルサイトの認知度を高めるための工夫や仕掛けがあるか。
専門性／ データ分析	利用実績のほか、利用者の属性や行動傾向に係るデータを取得、分析するための工夫がされているか
	コンピュータープログラムやシステム開発業務、デザイン、編集などの技能を十分有しているか。
	観光デジタル情報プラットフォームとの連携により、有益なデータが収集できる仕組みとなっているか。
実施体制	業務遂行に必要な人材を配置するなど、業務を確実に実施し、期限内に履行できる体制を整えているか。
	事業実施に向けて県との調整を適切に行えるか。
経済合理性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。
	見積額及び積算内訳、根拠は適切か。
	今後も継続的な利用が見込めるもの（料金、仕様等）になっているか。

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式 3）又は非選定通知書（様式 4）にて、全ての企画提案者に 9 月 29 日（水）に通知する。

(4) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、令和 3 年 9 月 29 日（水）から 5 日以内に書面（自由様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。

8 契約方法

- ・ 契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。
- ・ 契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

9 辞退届の提出

参加表明書の提出以降に、本企画提案への参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに、様式5の「辞退届」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、静岡県との取引が不利になることはない。

10 留意事項

ア 委託先として選定した事業者を公表する。

イ 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

11 問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課マーケティング企画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-2678 FAX 054-221-2698

メール marke@pref.shizuoka.lg.jp